

表1 医療保障制度と関連法令

関連法令等			備考
医療 保 険	健康保険法	全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、日雇特例被保険者	職場に勤める人を対象とする職域保険
	船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法等 (労働者災害補償保険法)		
	国民健康保険法	市町村国保 国民健康保険組合 退職者医療制度	自営業者などを対象とする地域保険 サラリーマン〇Ｂとその家族を対象
医療 制 度	後期高齢者 高齢者の医療の確保に関する法律		75歳以上及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の状態にある者
公 費 負 担 医 療	戦傷病者特別援護法	療養の給付(法10条)	法別 13
	〃	更生医療(法20条)	14
	原爆被爆者援護法	認定疾病医療(法10条)	18
	感染症予防・医療法	新感染症(法37条)	29
	心神喪失者医療観察法		30
	感染症予防・医療法	結核患者(法37条の2)	10
	〃	結核患者入院(法37条)	11
	精神保健福祉法	措置入院(法第29条)	20
	障害者自立支援法	精神通院医療(法5条)	21
	〃	更生医療(法5条)	15
	〃	育成医療(法5条)	16
	〃	療養介護医療等(法70、71条)	24
	麻薬及び向精神薬取締法	入院措置(法58条の8)	22
	感染症予防・医療法	一類、二類感染症(法37条)	28
	児童福祉法	療育の給付(法21条の9)	17
	〃	障害児施設医療(法24条の10)	79
	原爆被爆者援護法	一般疾病(法18条)	19
母子保健法		23	
特定疾患治療研究事業		51	
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業		51	
水俣病総合対策研究治療事業		51	
茨城県神栖町の有機ヒ素化合物による健康被害		51	
肝炎治療特別促進事業		38	
小児慢性特定疾患治療研究事業		52	
児童福祉法の措置等		53	
石綿健康被害救済法		66	
特定B型肝炎ウイルス感染症特別措置法		62	
中国残留邦人等の医療支援給付		25	
生活保護法	医療扶助	12	
公害健康被害補償法		—	
介護 保 険	介護保険法		第1号被保険者(65歳以上) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)

表2 医療保険制度のあらまし

制 度	健 康 保 険	日 雇 特 例 者 被 保 険 者	船 員 保 険 (疾病部門)
施 行	昭2. 1. 施行	昭59. 10. 施行	昭15. 6. 施行
対 象	一 般 被 用 者	日 雇 労 働 者	船 員
保 険 者	全国健康保険協会 各健康保険組合	全国健康保険協会	全国健康保険協会
医 療 給 付	療養の給付 (特定療養費)	未就学児 8割 未就学児～69歳 7割 70歳～74歳 8割(注1) (現役なみ所得者 7割)	同 左
	高額療養費	同一月に自己負担額が自己負担限度額を超える場合、その超える額を高額療養費として支給する。	
	医療給付の 内 容	<p>業務上・通勤災害以外の病気・けが</p> <p>①療養の給付—保険医療機関に被保険者証を持っていけば、診察、薬の支給、処置・手術、入院などの医療の給付が受けられる。70歳以上の人は高齢者受給者証も併せて提示。提示しなかった場合は3割負担になる。</p> <p>②療養費の支給—やむを得ずに保険給付を受けられないとき、柔道整復師、あんま、はり・きゅうの施術代、治療用装具等は保険者が認めれば支給。</p> <p>③保険外併用療養費—患者の選択によるアメニティを含む診療、または高度先進医療は、一般診療と共通する基礎部分が保険外併用療養費として保険給付され、アメニティ部分等が自費負担。(注2)</p> <p>④入院時食事療養費—入院時に食事の提供を受けたときは、食事療養の費用額から食事療養標準負担額(患者負担額)を除いた部分が入院時食事療養費として保険給付される。食事療養標準負担額は1食260円。(注 療養病床は食費(1日460円)と居住費(1日320円))</p> <p>⑤入院時生活療養費—65歳以上の高齢者が療養病床に入院した場合、生活療養(食事の提供、居住費)に要した費用額から生活療養標準負担額を除いた部分が入院時生活療養費として保険給付される。生活療養標準負担額は、1日当たりの居住費の320円に1食当たり460円の負担額を加える。</p> <p>⑥訪問看護療養費・家族訪問看護療養費—居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な病状の安定した患者が対象(基本利用料あり)。</p>	
給付期間	—	給付を受け始めてから1年	—

(注1) 療養の給付のうち、70歳以上75歳未満(前期高齢者)の給付割合は平成25年4月1日までは9割給付(被保険者1割負担)。

国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済制度	国民健康保険
昭33. 7. 施行	昭37. 12. 施行	昭29. 1. 施行	昭34. 1. 施行
国家公務員	地方公務員等	私立学校教職員	地域住民
各省庁の共済組合	各地方公務員共済組合	日本私立学校振興・共済事業団	各市町村(特別区)国保組合
同 左	同 左	同 左	同 左 (国保組合の場合は規約等の定めるところによる)
同 左 (健康保険と同じ)	同 左	同 左	同 左 (ただし、業務上外の区別はない)

(注2) 保険外併用療養費＝(評価療養)先進医療(高度医療を含む)、医薬品の治験に係る診療、医療機器の治験に係る診療、薬事法承認後で保険収載前の医薬品の使用、薬事法承認後で保険収載前の医療機器の使用、適応外の医薬品の使用、適応外の医療機器の使用(選定療養)特別の療養環境(差額ベッド)、歯科の金合金等、金属床総義歯、予約診療、時間外診療、大病院の初診、小児う触の指導管理、大病院の再診、180日以上入院、制限回数を超える医療行為

項 目	健康保険 (健康保険組合)	日 雇 特 例 被 保 険 者	船 員 保 険
傷 病 手 当 金	1日につき 標準報酬日額の3分の2 1.5年分	1日につき 最大月間標準賃金日額 総額の45分の1 6月(厚生労働大臣が指 定する疾病は1.5年)分	1日につき 標準報酬日額の3分の2 3年分
出 産 手 当 金	1日につき 標準報酬日額の3分の2 産前 42日 (多胎妊娠の場合98日) 産後 56日	1日につき 最大月間標準賃金日額 総額の45分の1 産前 42日 (多胎妊娠の場合98日) 産後 56日	1日につき 標準報酬日額の3分の2 妊娠の判明した日から 出産日までの分と産後 56日分
休 業 手 当 金	—	—	—
出 産 育 児 一 時 金	420,000円 (1児につき。なお、産 科医療補償制度に加入 していない医療機関等 で出産の場合は39万円)	同 左	同 左
移 送 費	最も経済的な通常の経 路及び方法により移送 された場合の旅費に基 づき算定した額の範囲 内での実費	同 左	同 左
埋 葬 料	定額 50,000円	同 左	定額 50,000円 附加給付(標準報酬月 額の2ヶ月分の範囲内 から葬祭料を控除した 額)あり
備 考	健康保険組合の場合は 附加給付あり		附加給付あり

国家公務員共済組合	地方公務員等 共済組合	私立学校教職員 共済制度	国民健康保険
1日につき 標準報酬日額の3分の2 1.5年(結核性3年)分	1日につき 給料日額の3分の2×1.25 1.5年(結核性3年)分	1日につき 標準給与日額×0.8 1.5年(結核性3年)分	(任意給付)
1日につき 標準報酬日額の3分の2 産前 42日 (多胎妊娠の場合98日) 産後 56日	1日につき 給料日額の3分の2×1.25 産前 42日 (多胎妊娠の場合98日) 産後 56日	1日につき 標準給与日額×0.8 産前 42日 (多胎妊娠の場合98日) 産後 56日	(任意給付)
1日につき 標準報酬日額×0.5	1日につき 給料日額×0.6	1日につき 標準給与日額×0.6	—
同左 (健康保険と同じ)	同左	同左 および附加給付(定額 50,000)	条例・規約の定めるところによる
同左 (健康保険と同じ)	同左	同左	同左
定額50,000円	定額50,000円 附加給付(定額25,000円)	同左	条例・規約の定めるところによる。
附加給付あり	附加給付あり	附加給付あり	

表3 退職者医療・後期高齢者医療制度のあらまし

制 度	退 職 者 医 療 制 度	後 期 高 齢 者 医 療 制 度
施 行	昭59. 10. 1 施行	平成20. 4. 1 施行
対 象	老齢厚生年金(または共済年金)を受給している65歳未満の国保加入者	75歳以上の者、または65歳から74歳で、申請により広域連合が一定の障害の状態にあると認められた者
保険者・実施主体	各 市 町 村	都道府県単位の広域連合
療 養 の 給 付 (医 療)	国民健康保険(一般)と同じ	9割(現役なみ所得以上7割)
高 額 療 養 費	国民健康保険(一般)と同じ	一般の場合、外来12,000円、または世帯の限度額44,400円を超えた額を高額療養費として給付
医 療 給 付 の 内 容	国民健康保険(一般)と同じ	同 左
給 付 期 間	65歳になるまで。	

制度		所得保障	医療保障	社会福祉	法制度の例
社 会	公的扶助	生活扶助 教育扶助 住宅扶助等	医療扶助	介護扶助	生活保護法
	社会手当	児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手 当			児童手当法 児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の 支給に関する法律
扶 助	社会サ ービス	児童福祉	育成医療	保育所サービス 児童健全育成 児童養護施設等	児童福祉法
		障害者福祉	更生医療	在宅サービス 施設サービス 社会参加事業等	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 児童福祉法
		老人福祉		老人福祉施設 生きがい対策 生活支援施策等	老人福祉法
		母子寡婦福祉	母子(寡婦)福祉 資金貸付		自立支援 生活指導等
後期高齢者医療制度 (旧老人保健)			医療給付 保健事業		高齢者の医療の確保に 関する法律
社 会 保 険	医療保険	傷病手当金 出産手当金 出産育児一時金 葬祭費等	医療給付		国民健康保険法 健康保険法 各種共済組合法 船員保険法
	年金保険	老齢年金 遺族年金 障害年金等			国民年金法 厚生年金保険法 各種共済組合法等
	介護保険			施設介護サービス 在宅介護サービス 福祉用具貸与 住宅改修等	介護保険法
	雇用保険	失業等給付 雇用保険三事業			雇用保険法
	労働者災害補償保険	休業補償給付 障害補償給付 遺族補償給付 葬祭料給付等	療養補償給付		介護補償給付 労働福祉事業

(注) 主要な社会保障制度を整理したものであるため、個々の給付や事業は例示であり、本表に記載していないものが多数あることに注意願いたい。

Copyright (C) 2009 Shozo Kutsukake. All rights reserved.